平成２６年（フ）第４６３号
川崎市幸区中幸町２丁目37番地　高橋ハイツ201、前住所川崎市幸区幸町４丁目２番地メゾンみやふじ103
債務者　渡邉　匡一
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地８―715
債務者　伊藤　鈴子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
川崎市川崎区東門前３丁目３番22号
債務者　岩下　香理
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目４番５―302号
債務者　中村　梨江（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９０８号
横浜市瀬谷区本郷３丁目７番地14　ハイデンスモリヤ303号
債務者　塚田　和弘
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６４号
千葉県船橋市日の出１丁目２番２号　ビューラーさくら204号
債務者　滝口　裕美
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９６４号
東京都日野市日野台４丁目11番地の２
債務者　田村ミツヱ
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９６７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目12番１―305号
債務者　和泉美和子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７９号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目17番12―402号
債務者　若佐　良範
成年後見人　若佐　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９０号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町２番30―307号
債務者　柳田佳代子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８５号
静岡市葵区瀬名１丁目21番５―502号
債務者　桐畑美由紀
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８０４号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目15番29号
債務者　島津　正彦
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９７号
東京都府中市武蔵台２丁目15番地の８
債務者　田崎　信祐
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５８６号
静岡県牧之原市勝田1456番地３
債務者　藤浪　隆生
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部